

○建設省がおこなう道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和四十六年十一月二十日 国保第四十七号
文化庁文化財保護部長から 各都道府県教育委員
員会教育長あて通知

かねてから協議中の建設省がおこなう建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、このたび、建設省道路局国道第一課との協議が整い、同省国道第一課長から同省関係機関へ別紙写しのとおり通知が出されました。

については、貴教育委員会におかれても、別添通知（写し）に留意のうえ交渉にあたられ、埋蔵文化財の保護に万全を期されるようお願います。

なお、今回の取扱いでは、発掘調査費用のなかに整理保存費の負担が明記されておりますので申し添えます。

建設省道一発第九八号

昭和四十六年十一月一日

北海道開発局 建設部長
地方建設局 道路部長 殿

道路局国道第一課長

直轄道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

直轄道路事業の建設計画線の立案にあつて、貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「文化財包蔵地」という）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが、道路の線形等の関係から止むを得ず文化財包蔵地が支障となる場合の取扱いについては、今後下記事項に留意のうえ処理されたい。

なお、文化庁文化財保護部記念物課とは、協議済であるので申し添える。
記

1 事業施行前に文化財包蔵地の支障となることが判明している場合は、

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の趣旨を尊重し、事前に関係教育委員会と充分協議を行ない、直轄道路事業との調整を図るよう努めること。

なお、協議が整わない場合は、当職あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告すること。

2 工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、前項に準じて措置すること。

3 前項1及び2の協議の結果、文化財包蔵地の発掘調査が必要となつた場合は、関係教育委員会と下記事項について取決めの実施すること。

なお、(ハ)に掲げる発掘調査費用の全体計画額が三、〇〇〇万円を超える場合は事前に当職あて関係書類を添えて承諾を得ること。

(イ) 発掘調査期間

発掘調査は、路線計画決定後すみやかに実施するものとし、その期間は工事工程等を勘案し、建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めること。

(ロ) 発掘調査の方法

発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。

(ハ) 発掘調査費用

発掘調査費用は、原則として直轄事業施行地内に係るものとし、発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費等を負担するものとし、継続的な管理費、その他学術的研究のための費用は含まないものとする。

① 発掘作業費…………… 調査員、補助員の日当旅費及び人夫の賃金、

機械器具借損料、立入補償費等

② 整理保存費……………

洗浄、接合、分類、復原、実測、写真撮影等の整理費及び錆止め、腐蝕止めのための理化

学的保存処理費等

③ 報告書類作成費……………発掘調査報告書の印刷製本費等

④ 調査雑費

(二) 経費の支出方法

発掘調査を実施するために必要な経費は、必要に応じ概算払いすることができる。この場合予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日付け勅令第百六十五号）第五十八条の規定により大蔵大臣の協議手続が必要である。

(ホ) 精算調書等の提出

発掘調査が完了したときは、当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づき報告書及び費用の精算調書を提出させること。

(ハ) 埋蔵文化財の処理

発掘され又は発見された埋蔵文化財は、文化財保護法の趣旨にかんがみ、一切の権利を放棄するとともに、すみやかに遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第一条及び第七条所定の手続を行なうこと。

(ト) その他必要事項